

岐阜市長良川防災・健康ステーションほか1施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市長良川防災・健康ステーションほか1施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 事務所・健康施設等

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和7年12月の検針日から令和8年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日または検針日程 別紙1のとおり
- (5) 需給地点及び責任分界点
各施設の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、パーセントとし小数点以下を四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及び支払い
 - ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は施設毎に書面により別紙１「請求書等送付先」へ送付すること（WEBでの対応は不可。）。なお、書面による請求書の発行、送付にかかる費用は、受注者負担とする。

ウ 請求の際には、請求書のほか、内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。（WEBでの対応可。）

(3) 現在の供給業者

岐阜電力（株）

(4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(5) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

【担当】

危機管理部水防対策課

山口 内線 2612

基盤整備部河川課

松原 内線 3653

仕様書 別紙 1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	検針日程	請求書等送付先
1	長良川防災・健康ステーション	岐阜市早田字北堤外地内	非常用自家発電機 105kVA (ディーゼルエンジン発動機) 太陽光発電 20kw	日程 03	500-8701 岐阜市司町 4 0 番地 1 岐阜市役所 危機管理部 危機管理課
2	雄総排水ポンプ場	岐阜市雄総桜町 1 丁目 4 番地	非常用自家発電機 125kVA (ディーゼルエンジン発動機)	日程 05	500-8701 岐阜市司町 4 0 番地 1 岐阜市役所 基盤整備部 基盤整備政策課

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

No.	施設名	契約 電力 (kW)	使用電力量(kWh)														
			区分	R7	R8											合計	
				12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月		
1	長良川防災・健康ステーション	61	夏季									3, 536	4, 937	5, 880			14, 353
			その他季	3, 743	6, 478	6, 951	6, 340	4, 559	2, 348	2, 522				7, 114	4, 449	44, 504	
2	雄総排水ポンプ場	19	夏季									4, 023	3, 768	3, 129			10, 920
			その他季	2, 529	2, 621	2, 648	2, 867	2, 477	2, 481	3, 225				2, 512	2, 504	23, 864	
	合 計	80		6, 272	9, 099	9, 599	9, 207	7, 036	4, 829	5, 747	7, 559	8, 705	9, 009	9, 626	6, 953	93, 641	

- ※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ※ 予定平均力率は100%とする。
- ※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。